

三次市教育委員会告示第 2 3 号

三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

三次市教育委員会
委員長 沖 田 稔

三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領の一部を改正する告示

三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領（平成 1 6 年三次市教育委員会告示第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

三次市教育委員会 様	年 月 日
現 住 所 保護者氏名 (電話番号)	㊞)
学 校 選 択 希 望 届 出 書	
学校選択希望届出にあたっての注意事項を承諾のうえ、三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。	

児童生徒氏名

生年月日 年 月 日生

現在学年 小学校・中学校 第 学年

(年 4 月 1 日小中学校入学予定)

- 1 指定学校 三次市立 学校
- 2 希望する学校 三次市立 学校
- 3 指定学校変更日 年 月 日

【学校選択希望届出にあたっての注意事項】

- 1 この制度を利用して指定学校を変更した場合、特別の事情がない限り再度の変更はできません。
- 2 地域活動も教育の重要な要素です。お住まいの地域の行事への積極的な参加をお願いします。
- 3 保護者会活動、学校行事への積極的な参加をお願いします。
- 4 この制度を利用することにより生じた通学費は、保護者負担となります。
- 5 通学中の安全管理・通学手段の確保は保護者の責任であることをご理解いただき、通学方法・通学時間をよくお考えのうえ、選択してください。
- 6 異常気象時や災害発生時の安全確保については、学校の対応にご理解とご協力をお願いします。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（変更の手続の特例）

- 2 当分の間、第 5 条の規定に関わらず、通学区域自由化制度による指定学校変更の時期は、小学校若しくは中学校入学時又は他の市区町村からの転入時とし、規則第 2 条の規定に関わらず就学を希望する小中学校を就学すべき小中学校と指定するほか、小学校において通学区域自由化制度による指定学校の変更を希望するときは、就学を希望する小学校を就学すべき小学校と指定するほか、当該小学校の属する中学校区の中学校を指定学校とする。

附 則

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。